

(募集要項別紙7)

堺市立町家歴史館指定管理者協定書

<年度協定書>

(案)

令和 年 月

堺 市

(募集要項別紙7)

目 次

第1条 (目的)

第2条 (令和●年度の業務内容)

第3条 (令和●年度の指定管理料)

第4条 (指定管理料の変更)

第5条 (指定管理料の支払)

第6条 (協定の変更)

第7条 (疑義の取扱い)

(募集要項別紙7)

堺市(以下「甲」という。)と〇〇〇〔〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇からなる共同企業体〕(以下「乙」という。)とは、令和〇〇年〇月〇日に堺市立町家歴史館の管理に関して締結した基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、乙が管理する施設(以下「管理施設」という。)の令和●年度における年度協定(以下「年度協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この年度協定は、管理施設の管理業務(以下「本業務」という。)の令和●年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

(令和●年度の業務内容)

第2条 甲及び乙は、令和●年度の業務内容は、基本協定に定めるもののほか別紙事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

(令和●年度の指定管理料)

第3条 甲は、管理施設の令和●年度の管理運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。

(1) 指定管理料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

注:「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、指定管理料に10%を乗じて得た額である。

(2) 前項の指定管理料について、乙は、次のとおり年4期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。

第1期分(〇月)	円
第2期分(〇月)	円
第3期分(〇月)	円
第4期分(〇月)	円

(指定管理料の変更)

第4条 甲又は乙は、経済状況等の著しい変動その他の特別な事由により、前条に定める指定管理料が不相当となった場合には、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し入れることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申し入れを受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 指定管理料の変更の可否や、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第5条 乙は、甲に対して第3条第2号の規定により指定管理料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に指定管理料を支払わなければならない。

(募集要項別紙7)

(協定の変更)

第6条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の取扱い)

第7条 基本協定において年度協定で定めるとしたもので、この年度協定に定めのない事項又はこの年度協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機 印

乙

住 所
名 称
代表者 印